

令和4年3月30日
北海道管区行政評価局

地方公共団体のBCPの実効性に関する調査 －非常用発電設備の整備等を中心として－ 《調査結果》

北海道管区行政評価局では、地方公共団体における災害時のBCP（業務継続計画）の実効性の確保を推進する観点から、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用発電設備の整備等に関する取組状況等を調査し、結果を取りまとめましたので、公表します。

なお、調査結果については、非常用発電設備の整備等の取組を行う上での参考にしてもらうため、本件の関係機関である北海道経済産業局及び北海道産業保安監督部のほか、北海道及び道内全市町村に情報提供しています。

【本件に関する照会先】

総務省北海道管区行政評価局 評価監視部第二評価監視官室

鶴間、竹田、沼里、戸谷田

電話：011-709-2311（内線3146）

FAX：011-709-1843

メール：hkd21@soumu.go.jp

本報道資料は、総務省北海道管区行政評価局ホームページに掲載しています。
https://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/setumei_a.html

地方公共団体のBCPの実効性に関する調査 – 非常用発電設備の整備等を中心として – (概要)

調査の背景

- ◆ 災害時に災害応急対策や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う地方公共団体において、非常時優先業務などを定めたBCP（業務継続計画）の実効性を確保するためには電力の確保は必要不可欠
- ◆ 防災基本計画等において地方公共団体は、非常用発電設備等を整備し、72時間は外部からの供給なしに発電できるような燃料の備蓄、平常時からの点検や訓練等の実施、燃料販売事業者等と燃料の優先供給に関する協定を締結することなどにより1週間程度は災害対応に支障が出ないよう準備することが望ましいと規定
- ◆ 北海道内の地方公共団体において、大規模停電が発生した平成30年北海道胆振東部地震の際に非常用発電設備が稼働しなかったものがあり、同地震の後も非常用発電設備が未整備であるものや整備されているが稼働可能時間が必ずしも十分でないものがあるとされている。
- ◆ 地方公共団体における業務継続計画の実効性の確保を推進する観点から、①実態の把握、②課題の整理・有益となる情報の提供を目的として、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用発電設備の整備状況等を調査。調査手法として、北海道内全180地方公共団体に対して調査票を送付し、その回答に基づき個別に調査

主な調査結果

非常用発電設備等の整備状況等

- 180地方公共団体のうち、144地方公共団体（80.0%）で整備済
- 平成30年北海道胆振東部地震の際には以下のような事例あり
 - ◆ 発電機容量の不足で必要な機器等を使えなかったもの
 - ◆ 発電した電力が必要な機器等に供給されなかったもの

非常用発電設備の点検・操作訓練等の実施状況

- 設備を整備済の144地方公共団体のうち、113地方公共団体（78.5%）で操作訓練未実施
- 平成30年北海道胆振東部地震の際には以下のような事例あり
 - ◆ 非常用発電設備の操作方法が分からなかったもの

非常用発電設備の燃料の優先供給に係る協定の締結状況等

- 180地方公共団体のうち、163地方公共団体(90.6%)で締結済
- 平成30年北海道胆振東部地震の際には以下のような事例あり
 - ◆ 協定先に燃料を依頼したが、地域の燃料へのニーズが高まり調達できなかったもの
 - ◆ 協定先に発電設備がなく、停電により燃料のくみ上げができず調達できなかったもの

1 非常用発電設備等の整備状況等

背景

- ◆ 防災基本計画等では、非常用発電設備等を整備し72時間は外部からの燃料供給なしに発電できるよう準備することが望ましいとされている。
- ◆ また、必要な部屋や機器等に優先的に電力が供給される配線等になっているか確認すること、非常用電源に接続したコンセントの特定や色分け等の実施を求めている。

主な調査結果

(1) 非常用発電設備の整備状況

- ◆ 180地方公共団体のうち144地方公共団体（80.0%）が非常用発電設備を整備

※ 未整備の36地方公共団体のうち34地方公共団体では、可搬型の発電機で対応

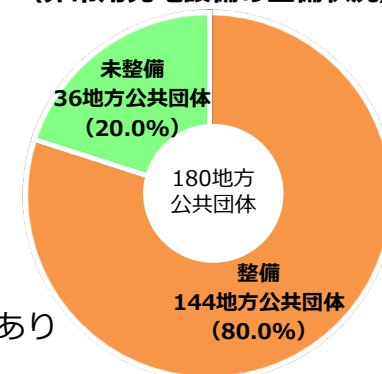
【平成30年北海道胆振東部地震で発生した事例】

- ・ 未整備の地方公共団体の中には、可搬型発電機で対応したものの発電機容量の不足のため、

〔 使用できるパソコン、プリンターが制限されたもの
電話やテレビしか使用できなかったもの
業務で用いるサーバがダウンしたもの〕

※ 発生した事例を踏まえ、同地震後、非常用発電設備を整備しているものあり

〈非常用発電設備の整備状況〉



(2) 非常用発電設備による電力で行う業務と当該業務に電力を確実に供給するための対策

- ◆ 144地方公共団体の非常用発電設備で確保した電力で行う業務
- ・ 全業務 : 62 (43.1%)
- ・ 一部業務 : 81 (56.3%)
- ・ 未決定 : 1 (0.7%)

※ 構成比は、四捨五入により表記しているため、合計が100にならない。

【平成30年北海道胆振東部地震で発生した事例】

- ・ 電力の供給先が非常灯に限定されていたためサーバやパソコン等を使用できなかったもの
- ・ テレビのブースター（増幅器）に電気が流れるようになっていなかったため、使用できなかったもの
- ・ 電圧の違いにより業務に使う機器と地下室の雨水排水ポンプを同時に使えない状態であったもの
- ・ 非常用発電設備の手動切替の手順などが分からずサーバがダウンしたもの
- ・ 配線が複雑だったため必要な機器の使用まで時間を要したもの

それを防ぐため・・・

☞ 【改善・工夫している事例】

- ・ 実際の災害時を想定して設備の動作確認、停電・復電時に伴う作業方法の確認等を行っているもの
- ・ 災害時のマニュアル等に電力の供給先を明示しているもの

主な調査結果

(3)非常用発電設備の稼働可能時間

◆ 非常用発電設備を整備している144地方公共団体の稼働可能時間

- ・ 72時間以上：100 (69.4%)
- ・ 72時間未満：38 (26.4%)
- ・ 不明：6 (4.2%)

※ 稼働可能時間が72時間未満の38地方公共団体において、その理由については、燃料優先供給協定等により災害時でも燃料を確保できるためとするものが最多

【平成30年北海道胆振東部地震で発生した事例】

- ・ 72時間以上稼働可能となる燃料を備蓄しておらず燃料不足になりそうになったもの

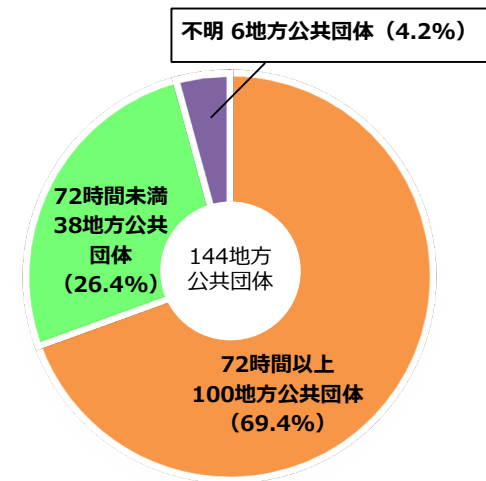
なお、稼働可能時間を把握していないものについては、燃料供給のタイミングを見誤るおそれあり

それを防ぐため・・・

【改善・工夫している事例】

- ・ 平成30年北海道胆振東部地震の発生を契機に、非常用発電設備や燃料タンクを整備して稼働可能時間を72時間以上としているもの

〈非常用発電設備の稼働可能時間〉



(4)その他

- ①燃料等の種類、②浸水対策及び地震対策、③代替庁舎における非常用発電設備の整備等、④BCPにおける関係規定、⑤支援制度の利用状況についても調査

背景

- ◆ 防災基本計画等では、地方公共団体は、保有する自家用発電設備や燃料貯蔵設備等について、平常時から点検、訓練等に努めることとされている。
- ◆ また、非常用発電設備が起動しないことで初動対応が遅れることがないよう、燃料や冷却水が経年劣化等のない状態で十分確保されているか確認するよう努めることとされている。一般的な燃料の保存目安期間は、灯油・軽油が6か月、A重油が3か月である。

主な調査結果

(1) 備蓄燃料のメンテナンスの実施状況

- ◆ 非常用発電設備を整備している144地方公共団体のうち、備蓄燃料のメンテナンスを実施していないものの69地方公共団体（47.9%）

【平成30年北海道胆振東部地震等で発生した事例】

- ・ 備蓄燃料のメンテナンスを実施せず、災害時に燃料が経年劣化していることが判明し、非常用発電設備の故障につながるおそれがあり、充てんできなかったもの

それを防ぐため・・・

☞ 【改善・工夫している事例】

- ・ 非常用発電設備の稼働訓練時に備蓄燃料の全量を消費して庁内の通常業務に必要な電力をまかなった後、新しい燃料を充てんしているもの
- ・ 交換する燃料を公用車などの燃料として活用しているもの

(2) 非常用発電設備の操作訓練の実施状況

- ◆ 非常用発電設備を整備している144地方公共団体のうち、操作訓練を実施していないものの113地方公共団体（78.5%）
- ◆ 未実施理由としては、「必要性はないと判断」が40地方公共団体（35.4%）で最多

【平成30年北海道胆振東部地震等で発生した事例】

- ・ 燃料を補給するために非常用発電設備を一時停止させる必要があったが、操作方法が分からなかったもの
なお、整備している非常用発電設備が停電時に自動で起動する設計であるとして訓練を実施していないものについては、災害時に確実に自動起動するとは限らず操作できなくなるおそれあり

それを防ぐため・・・

☞ 【改善・工夫している事例】

- ・ 実際の災害を想定し、常用電源を落とした長時間の停電状態で動作確認を行うもの
- ・ 自動起動する設備だが、起動しなかった場合に備え、手動操作の確認を実施しているもの

3 災害時における非常用発電設備の燃料の優先供給に係る協定の締結状況等

背景

- ◆ 防災基本計画等では、地方公共団体は、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等と燃料の優先供給に関する協定を締結するなどにより1週間程度は災害対応に支障が出ないよう準備することが望ましいとされている。
- ◆ これら協定については、災害対応に支障が出ないよう必要な燃料を確保するという協定締結の趣旨からみて、災害時に確実に調達することができる内容であることが必要と考えられる。

主な調査結果

(1)協定の締結状況

- ◆ 180地方公共団体のうち協定を締結をしているものは163地方公共団体(90.6%)

協定を締結しているが...

(2)協定の実効性

【平成30年北海道胆振東部地震等で発生した事例】

- ・ 燃料の供給依頼を行ったが、他の大型施設や住民からの燃料のニーズが高まったため、協定先からの供給が停止してしまい、調達が困難となったもの

それを防ぐため...

☞【工夫・改善している事例】

- ・ より実効性のある協定とするため、地方公共団体の燃料の必要量と事業者が保有している燃料の量の情報を共有し調整等を行うことを内容とする「燃料供給パートナー制度」の導入を検討しているもの

(3)災害発生時の協定の円滑な運用のための取組

- ◆ 「停電時でも燃料のくみ上げができる」ことを確認しているものが23地方公共団体(14.1%)
- ◆ 協定に基づく燃料の依頼手順を「決めていない」ものが87地方公共団体(53.4%)
- ◆ 災害時を想定した訓練を実施していないものが139地方公共団体(85.3%)

【平成30年北海道胆振東部地震等で発生した事例】

- ・ 事業者に自家用発電機がなく、停電により燃料ポンプが稼働せず、調達できなかったもの
 - ・ 依頼手順を決めていないことによって、燃料の調達に時間を要したもの
- なお、協定先と訓練を実施していないものについては、災害時における燃料を調達する上での課題を把握する機会がないため、円滑に調達できなくなるおそれあり

それを防ぐため...

☞【工夫・改善している事例】

- ・ 災害時に協定先が対応可能であるか事前に確認しているもの
- ・ 手順書で依頼の順番の整理、様々な場面でのシミュレーションを整理しているもの
- ・ 燃料の供給に関する訓練を行っているもの